

専決処分第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決する。

平成30年10月16日

四万十町長 中尾 博憲

損害賠償の額を定めることについて

- | | | | | |
|---|-------|---|--------|--|
| 1 | 相手方 | 住所 | 四万十町大道 | |
| | | 氏名 | | |
| 2 | 事故の概要 | 平成30年7月7日午前8時30分頃、町道大道日吉線を十川方面に自動車で行中、道路上に散乱した落石に乗り上げ、タイヤが損傷したもの。 | | |
| 3 | 損害賠償金 | 金2,067円
内訳（車両修理費用） | | |